平成２６年（へ）第１６号
奈良県奈良市学園南２丁目７番９号
申立人　竹内信商店こと　竹内　成和
権利を争う旨の申述の終期　平成26年６月９日
平成26年２月28日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＹＳ268575
金額　455,928円
支払期日　平成26年４月30日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行備後町支店
振出日　平成25年12月19日
振出地　大阪市
振出人　株式会社チクマ　代表取締役　竹馬隼一郎
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２号
大阪市東成区玉津２丁目17番８号
申立人　丸三敷物株式会社
代表者代表取締役　藤本　臣子
申立人代理人弁護士　村岡　悠子
権利を争う旨の申述の終期　平成26年６月30日
平成26年２月28日　東大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＰＱ52415
金額　554,851円
支払人　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行八尾駅前支店
支払地　大阪府八尾市
振出日　平成26年１月10日
振出地　大阪府八尾市
振出人　株式会社瓢月堂　代表取締役　岡田妙美
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第３９号
山梨県北杜市須玉町比志3606番地５
申立人　小林　孝徳
本籍山梨県北杜市須玉町小尾118番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　小林　修
昭和29年５月２日生
届出期間満了日　平成26年６月26日
千葉家庭裁判所

平成２５年（家）第３２３７号
愛媛県今治市伯方町伊方甲71番地３
申立人　馬越　妥
本籍愛媛県今治市伯方町北浦甲1352番地、最後の住所横浜市都筑区池辺町4422番地千寿荘202号室
不在者　馬越　克
昭和51年７月31日生
届出期間満了日　平成26年６月30日
横浜家庭裁判所

平成２６年（家）第１８８号
愛知県刈谷市相生町３丁目３番地富士ビルディング６階
申立人　弁護士　井上　剛
本籍不明、最後の住所不明
不在者　松井忠五郎
生年月日不明
届出期間満了日　平成26年６月27日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

平成２６年（家）第５４号
茨城県笠間市鯉淵6266―125
申立人　関根　信之
本籍茨城県東茨城郡大洗町磯浜町755番地、最後の住所大阪市港区波除１丁目２番５―310号
不在者　関根　敬治
昭和24年８月18日生
届出期間満了日　平成26年６月25日
大阪家庭裁判所

失踪宣告

平成２５年（家）第３５３号
本籍秋田県秋田市土崎港中央１丁目88番地、最後の住所不詳
不在者　佐々木トミ
明治35年４月16日生
平成26年２月25日失踪宣告審判確定
秋田家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第１０８２号
本籍千葉県四街道市鹿渡816番地、最後の住所千葉県四街道市大日472番地13
不在者　渡邉　拓哉
昭和16年９月１日生
平成26年２月25日失踪宣告審判確定
千葉家庭裁判所佐倉支部裁判所書記官

平成２５年（家）第７２７５号
本籍神奈川県藤沢市辻堂元町３丁目3255番地、最後の住所神奈川縣足柄上郡山北町川西456番地
不在者　山﨑　克己
昭和19年２月15日生
平成26年２月26日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第２０９６号
本籍福井県福井市島山梨子町第11号34番地、最後の住所神奈川県横浜市中区知代１番地
不在者　清水　松代
大正11年５月16日生
平成26年２月25日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第３８４号
本籍奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見415番地、最後の住所富山県魚津市木下新12番地25　古沢方
不在者　橋詰　知範
昭和55年１月17日生
平成26年２月25日失踪宣告審判確定
富山家庭裁判所魚津支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第２９号
本籍千葉県香取郡多古町飯笹665番地、住所高知県高知市知寄町１丁目３番25号　コオキマンション303
失踪者　萩原　洋子
昭和21年12月12日生
平成26年２月25日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所裁判所書記官

平成２５年（家）第５３５号
本籍静岡県静岡市駿河区丸子新田462番地11、住所岐阜県高山市石浦町７丁目336番地
申立人（失踪者）　長島　功
昭和30年11月16日生
平成26年２月26日失踪宣告取消審判確定
岐阜家庭裁判所高山支部裁判所書記官

除権決定

平成２５年（へ）第７号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
新潟市中央区文京町27番30号ナーシングホーム文京町208号
申立人　阿部　熊男
権利の届出の終期　平成26年２月24日
平成26年２月26日　新潟簡易裁判所
（別紙）　目　録
１⑴土地　新潟市中央区東堀前通九番町1386番６
宅地　11,48㎡
⑵登記年月日番号　新潟地方法務局昭和56年９月７日受付第33369号
⑶登記した権利の内容
原因　昭和56年９月４日設定予約
借賃　１月１㎡当り10円
支払期　毎月末日
存続期間　３年
特約　譲渡、転貸ができる
権利者　新潟市西堀通十一番町2870番地
渡辺　昭治
２⑴建物　新潟市中央区東堀前通九番町1386番地、専有部分の建物の表示　東堀前通九番町1386番の26、建物の名称　７の６
居宅　鉄筋コンクリート造１階建　７階部分
64,17㎡
⑵登記年月日番号　１⑵の記載に同じ
⑶登記した権利の内容
借賃　１月１万5,000円
原因、支払期、存続期間、特約、権利者は１⑶の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１２０号
東京都江戸川区中央４丁目１番12号
債務者　株式会社ウイリー
代表者代表取締役　橋口　政治
１　決定年月日時　平成26年２月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　秀彦
４　破産債権の届出期間　平成26年３月28日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月４日午後２時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係